

## 交通安全活動を重点的に実施する日について（例規）

（制定：平成20年9月17日 交企・交指・交規第61号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

各種の交通安全活動を重点的に実施する日として、これまで「子ども安全の日」、「近畿交通安全デー」及び「交通弱者にやさしい日」を設けて実施し、このほか、各月における重点交通取締日を設けて取り組んでいるところであるが、子ども・高齢者及び身体障害者に関する関係法令の改正が行われる等交通情勢も変化しており、交通指導取締り活動も真に交通事故防止のための適正・妥当なものとする一方、街頭指導活動を積極的に実施する等、活動内容の一層の充実を図る必要がある。

このような情勢から、より県民の要望する警察活動を行うため、これまでの「子ども安全の日」等の重点日における活動内容の充実を図るとともに、交通事故の減少傾向を定着化させるため、新たに「交通事故ゼロの日」を設けて、平成20年10月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、「交通弱者にやさしい日の実施について（例規）」（平成7年10月25日付け交企、交規、交指第33号）及び「近畿交通安全デー推進要領の制定について（例規）」（平成元年4月1日付け交企、交指第18号）は、廃止する。

記

### 1 子ども安全の日

#### (1) 実施日

毎月1日とする。ただし、1日が休日の場合は翌日以降の平日とする。

#### (2) 活動の内容

##### ア 街頭監視活動

子どもの安全確保のため、通学路、交通事故多発交差点等の交通要点における街頭監視活動、パトロールカーによる警戒等を実施し、登下校時を中心とした交通誘導・保護活動を強化する。

##### イ 交通指導取締り

交通指導取締り活動を強化する日として、無免許運転、飲酒運転、高速度運転を始め、無謀な追越し・一時不停止等の悪質・危険違反を重点とした交通指導取締り活動のほか、シートベルト・チャイルドシート非着用違反、携帯電話使用運転、違法駐車等に対する指導取締りを強化する。

##### ウ 指導・警告活動

軽微な交通違反を始め、自転車による交通違反、高齢者による無秩序な横断等に対しては、状況に応じた積極的な指導・警告に努める。

### 2 近畿交通安全デー

#### (1) 実施日

毎月15日とする。

#### (2) 活動の内容

##### ア 街頭監視活動

「子ども安全の日」の街頭監視活動と同様に、通学路等の交通要点における街頭監視、パトロールカーによる警戒等を実施し、登下校時の交通誘導・指導活動を強化するとともに、危険な高齢運転者・歩行者等に対する指導を強化する。

#### イ 交通指導取締り

「子ども安全の日」の交通指導取締り活動と同様に、交通指導取締り活動を強化する日として、悪質・危険違反、シートベルト非着用違反等の遵法意識を高める必要のある違反に対する指導取締りを強化する。

また、軽微な交通違反等に対しては、状況に応じた積極的な指導・警告に努める。

#### ウ 啓発活動

自治体を始めとする関係機関、地域交通安全活動推進委員協議会等の関係団体の活動を促進し、これらと連携した飲酒運転の根絶、シートベルト着用の推進、子ども・高齢者の安全確保等の交通安全啓発を強化する。

### 3 交通事故ゼロの日

#### (1) 実施日

毎月25日とする。

#### (2) 趣旨

県下的に交通事故総量が減少傾向にあり、この減少傾向を更に定着化させ、交通事故の発生が全くない日を目指して、県民と一体となった交通安全活動を展開するため、「交通事故ゼロの日」を設定して取り組む。

#### (3) 活動内容

##### ア 広報・啓発活動

「交通事故ゼロの日」が実現可能であることやこの日を設定した趣旨等を広く県民に訴え、県民の交通安全意識の高揚のための広報・啓発活動を実施する。

広報・啓発活動に当たっては、自治体を始めとする関係機関、団体と連携して、飲酒運転の根絶、子ども・高齢者の事故防止、シートベルト着用の推進等の交通安全啓発を強化する。

##### イ 指導取締り

他の重点日と同様に、要点における街頭監視、パトロールカーによる警戒等の指導・保護活動のほか、一斉の交通検問、集団による取締りを実施し、悪質・危険違反を重点とした指導取締りを強化する。

### 4 その他の交通指導取締り強化日

飲酒運転一斉取締り等の交通指導取締りを強化すべき日については、上記の重点日に合わせて実施するほか、必要に応じて個別に計画して実施する。

### 5 留意事項

#### (1) 交通上弱い立場の者の保護等

子ども、高齢者、身体障害者等の交通上弱い立場の者を保護する目的で、これまで「交通弱者にやさしい日」を設定して、放置物件の排除、通行を妨害する違反の指導取締り等を中心とした活動を行ってきたものであるが、これらの活動は日常業務の中で引き続き推進すること。

#### (2) 街頭活動の確実な実施

各指定日においては、特に街頭活動を強化すべき日として、その目的等を関係職員に改めて周知し、積極的かつ確実な実施に努めること。

(3) 関係機関・団体との連携と活動の促進

自治体等の関係機関、交通・防犯の関係団体、ボランティア団体、道路管理者等との連携を密にするとともに、率先した警察活動により関係機関・団体の活動を一層促進すること。

(4) 県民への周知

「子ども安全の日」、「近畿交通安全デー」及び「交通事故ゼロの日」の当日は、交通情報板に交通安全日である旨を掲示して、運転者に対する安全運転の意識向上を始め、県民への周知を図ること。

(5) 受傷事故防止

各活動においては、基本を遵守して受傷事故防止に万全を期すること。